

【外来診療についてのお知らせ】

●明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても平成30年4月1日より、明細書を無料で発行致しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨お申し出下さい。

●一般名処方加算について

後発医薬品があるお薬については、患者様へのご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

●長期収載品の選定療養について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者様の希望で使用する際に、選定療養費として患者様の自己負担額が発生します。

●長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者様の状態に応じ、28日以上長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。

なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは担当医が判断致します。

令和6年9月1日

医療法人社団 親和会 共立病院 院長